

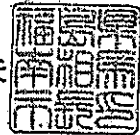
南相馬市告示第160号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和6年7月1日

南相馬市長 門馬 和夫



## 変 更 調 書

番号	編入する字名	同左に編入される区域	
①	小高区小高 字金場前	小高区小高 字上堀内	97の一部、98から100までの各一部、102、103の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに100、101の1の地先の水路である公有地の全部
②	小高区小高 字上堀内	小高区小高 字金場前	7の一部、8の一部、9から12まで、13から16までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
③	小高区小高 字金場前	小高区小高 字北谷地	8の1の一部、9の一部、10の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
④	小高区小高 字上堀内	小高区小高 字町田	1の1、1の2、2から6まで、7の1、7の2、8から15まで、16の1、18、20の1、21の1、22、23の1、23の2、24から29まで、30の1、30の2、31から39まで、41から50まで、51の1、52の1、57の1、58から67まで、69、70、73、74から77までの各一部、92の1の一部、93から103までの各一部、158、160から165まで、166から169までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
⑤	小高区片草 字南谷地	小高区小高 字町田	74から77までの各一部、92の1の一部、93から103までの各一部、166から169までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
⑥	小高区片草 字南谷地	小高区小谷 字搦手	58から64までの地先の道路である公有地の全部
⑦	小高区片草字 南谷地	小高区片草字 西谷地	小高区片草字南谷地73から77まで、78の1及びこれらの区域に隣接する字西谷地の水路である公有地の全部
⑧	小高区片草 字南谷地	小高区小谷 字緩橋	小高区片草字南谷地78の1、79から81まで及びこれらの区域に隣接する字小高区小谷字緩橋の水路である公有地の全部